

屋外広告業登録規則参考資料（案）

（登録の更新の申請期限）

第一条 屋外広告業者は、条例第三十条第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（登録申請書の様式）

第二条 条例第三十条の二第一項に規定する登録申請書は、別記様式第一号によるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第三条 条例第三十条の二第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。） 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあってはその役員を含む。以下同じ。）が条例第三十条の四第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第三十二条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

三 登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面

四 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

2 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者

二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人）

三 登録申請者が選任した業務主任者

3 第一項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。

4 第一項第三号の略歴書の様式は、別記様式第三号とする。

（変更の届出）

第四条 条例第三十条の五第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第四号による変更届出書

に添付しなければならない。

一 条例第三十条の二第一項第一号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書

二 条例第三十条の二第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

三 条例第三十条の二第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第一項第一号及び第三号の書面

四 条例第三十条の二第一項第四号に掲げる事項の変更 前条第一項第一号及び第三号の書面

五 条例第三十条の二第一項第五号に掲げる事項の変更 前条第一項第二号の書面

2 都道府県知事は、前条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（廃業等の手続）

第五条 条例第三十条の七の規定による廃業等の届出は、別記様式第五号による廃業等届出書により行うものとする。

（標識の掲示）

第六条 条例第三十二条の二に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

二 登録番号及び登録年月日

三 業務主任者の氏名

2 条例第三十二条の二の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、別記様式第六号によるものとする。

（帳簿の記載事項等）

第七条 条例第三十二条の三の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 注文者の商号、名称又は氏名及び住所

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

四 当該表示又は設置の年月日

五 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をも

って帳簿への記載に代えることができる。

- 3 第一項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第一項の帳簿（第二項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

【屋外広告物条例ガイドライン案運用上の参考事項第十関係】

指定都市及び中核市が屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項第十の「第三十三条の二の二（ 県の登録を受けた者に関する特例）」に掲げる規定を条例で規定する場合にあっては、以下の規定を追加することが望ましい。

（特例屋外広告業者の届出）

第八条 条例第三十三条の二の二第三項の規定により届出を行おうとする特例屋外広告業者は、別記様式八号による届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 県屋外広告物条例第 条の登録を受けたことを証する書面
- 二 第三条第一項第二号に掲げる書面

（特例屋外広告業者の変更の届出）

第九条 特例屋外広告業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、別記様式第九号による変更届出書を市長に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- 三 前号の営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の場合において、当該変更が前項第三号に掲げる事項の変更であるときは、前条第二項第二号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。

【参考規則資料を修正する部分】

指定都市及び中核市が屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項第十の「第三十三条の二の二（ 県の登録を受けた者に関する特例）」に掲げる規定を条例で規定する場合にあっては、屋外広告業登録規則参考資料（案）の第六条を以下の通り修正することが望ましい。

第六条 （略）

2 （略）

3 条例第三十三条の二の二第二項の規定により条例第三十条第一項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者（以下「特例屋外広告業者」という。）については、前二項の規定は、第一項第二号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「別記様式第六号」とあるのは「別記様式第六号の二」と読み替えて適用する。